

岐 阜 県 公 報

目 次

知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課) ページ

本号で公布された条例のあらまし

知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四四号)

一 防災ヘリの墜落事故に鑑み、平成二十四年四月一日から同月三〇日までの間における知事の給料について、給料の月額に一〇〇分の一〇を乗じて得た額を減じることとした。(附則第三項関係)

二 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

号 外 (二) 平 成 二 十 四 年 三 月 二 十 七 日

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) 発 行 (休 日 に 当 た る 時 刻 は 翌 日)

平 成 二 十 四 年 三 月 二 十 七 日

条 例

知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十四号

知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の給与等の特例に関する条例（平成二十一年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 平成二十四年四月一日から同月三十日までの間における第一条の規定の適用については、同条中「百分の三十」とあるのは、「百分の四十」とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一
岐阜県庁

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター